

指導員養成訓練

短期養成課程 実務経験者訓練技法習得コースのQ&A

職業訓練指導員資格審査室

- [職業訓練指導員免許に関すること](#)
- [短期養成課程の受講の要件等に関すること](#)
- [短期養成課程の制度等に関すること](#)
- [短期養成課程の訓練内容に関すること](#)
- [能力審査に関すること](#)

※Q&A 内の以下の用語については、下記により表記しています。

- ・短期養成課程 実務経験者訓練技法習得コース（このQ&A内に限り、「短期養成課程」といいます。）
- ・職業能力開発総合大学校（「職業大」といいます。）
- ・職業訓練指導員資格審査室（「資格審査室」といいます。）
- ・職業訓練指導員（「テクノインストラクター」といいます。）
- ・職業訓練指導員免許（「指導員免許」といいます。）
- ・普通課程担当者資格審査（「普通課程資格審査」といいます。）
- ・職業能力開発促進法施行規則第39条第1号の厚生労働大臣が指定する講習（「48時間講習」といいます。）

【職業訓練指導員免許に関すること】

Q1

短期養成課程を修了することにより、指導員免許を取得することができるのですか。

A

短期養成課程を修了後、職業訓練指導員試験の受験資格がある方は、当校で実施する普通課程資格審査を受験し、合格することにより指導員免許を取得することができます。普通課程資格審査の内容などについては、[【能力審査に関すること】](#)以降を参照してください。なお、48時間講習の受講資格がある方は、能力審査を受験することなく、短期養成課程「職業能力開発指導力養成コース」修了後に都道府県へ申請することで指導員免許を取得することができます。

48時間講習受講資格の有無については、各都道府県職業能力開発主管課へお問い合わせください。

Q2

短期養成課程で取得できる指導員免許は、「48時間講習」で取得できる指導員免許と同じ資格ですか。指導員免許はどこで交付してくれるのですか。

A

指導員免許は都道府県に申請し、交付されるものですので、指導員免許取得の課程の違いより、指導員免許が異なることはありません。

Q3

短期養成課程を修了し、指導員免許取得後、機構のテクノインストラクターとして採用されたり、就職先をあっせんしてもらえたりするのですか。

A

資格審査室では、短期養成課程の修了者を直接採用することや、採用をあっせんすることはしておりません。

テクノインストラクターの採用条件等については、各機関にご確認ください。

厚生労働省ホームページ内に「テクノインストラクター（職業訓練指導員）の募集情報」のページがありますので、そちらも参考にしてください。

(参考：厚生労働省ホームページ「全国のテクノインストラクター（職業訓練指導員）の募集情報 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/shido_uin-boshu.html)

Q4

普通課程の普通職業訓練担当指導員と専門課程の高度職業訓練担当指導員には、それぞれに指導員免許が必要なのですか。

A

指導員免許が必要なのは、普通課程の普通職業訓練だけです。

短期養成課程修了後に、7つの能力（「職業能力開発指導力」「訓練コーディネート力」「キャリア・コンサルティング力」「問題発見解決力」「マネジメント力」「イノベーション力」

「技能・技術力」)を判定する専門課程資格審査に合格することにより、専門課程の高度職業訓練を担当できる資格を得ることができます。(専門課程の高度職業訓練を担当できる資格については、職業能力開発促進法施行規則第48条の2を参考にしてください。)

Q5

技能検定1級に合格していると、指導員免許が取得しやすいと聞いたのですが。

A

免許職種に関する技能検定1級合格者は、48時間講習の受講資格者に該当するため、短期養成課程「職業能力開発指導力養成コース」修了後に都道府県へ申請することで指導員免許を取得することができます。(都道府県に申請を行う場合は、短期養成課程「職業能力開発指導力養成コース」の修了証書と履修証明書を持参してください。)

(参考：厚生労働省ホームページ「指導員になるには?」

(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/shido_uin-rute.html)

[【上へ】](#)

【短期養成課程の受講の要件等に関すること】

Q6

募集要項などに受講要件が記載してありますが、自分がどの受講要件にあてはまるのか、受講後にどの指導員免許が取得できるのかがよくわからないのですが。

A

短期養成課程の受講要件は、「職業訓練指導員候補として採用された者」又は「職業訓練指導員になろうとする者」で、以下の(1)～(5)のいずれかに該当する方になります。

- (1) 職業能力開発促進法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者
- (2) 職業能力開発促進法施行規則第39条第1号の厚生労働大臣が指定する講習(48時間講習)を受けることができる者のうち当該講習を受講していない者
- (3) 職業訓練において訓練を担当しようとする者
- (4) 職業訓練において訓練を担当している者
- (5) 職業訓練指導員免許を取得している者

なお、職業訓練指導員試験の受験資格については、所持資格、経歴等により異なるため、個別に確認させていただいておりますので、下記のいずれかの方法によりお問い合わせください。

- ・当校ホームページ上の短期養成課程(指導員養成訓練)ページ内の「メールでのお問い合わせ」からメールフォームに入力して相談してください。
- ・募集要項内の様式5「短期養成課程の受講に関する事前相談票」を記入いただき、職業大 資格審査室までお送りください。

どちらの場合も、記載の内容を確認させていただき、ご連絡させていただきます。

なお、募集要項は当校ホームページの短期養成課程（指導員養成訓練）ページ内からダウンロードできます。

送付先のメールアドレスは、《shikakushinsa@uitec.ac.jp》です。

Q7

企業の代表者であるが、自らが経営している企業の実務経験についてはどのように記載したらよいですか。

A

実務経験証明には、募集要項内の様式3「実務経験証明書」を使用していただきますが、企業の代表者の方については、取引先の企業や関係する業界団体の代表の方等に証明をいただいでください。（自らが雇用する従業員や企業内の役員方からの証明書は認められません。）

Q8

免許職種に関連する学科を履修したかを確認する上でシラバスの提出を求められたが、卒業した学校でシラバスを作成していない（シラバスがない）場合はどうしたらよいですか。

A

資格審査室までご相談ください。

Q9

最低何名の受講申し込みがあれば、開講は保証されますか。

A

基本的に1名でも受講申し込みがあれば、実施いたします。

[【上へ】](#)

【短期養成課程の制度等に関すること】

Q10

指導員免許の取得にあたり、48時間講習の受講と短期養成課程の受講の違いを教えてください。

A

短期養成課程は144時間であり、48時間講習と比較すると長期にわたりますが、テクノインストラクターに必要な知識を体系的に基礎から応用まで学べるようになっており、高い品質で深い知識を効果的かつ効率的に習得できる内容になっています。

Q11

短期養成課程には、現在3コースが開講されているとありますが、それぞれどのような内容でしょうか。

A

現在、開講している各コースの概要は以下のとおりです。各コースの科目の概要については、募集要項7ページをご覧ください。

◆「職業能力開発指導力養成コース」

職業能力開発に関する知識を有し、若年者から高齢者まで幅広い世代の訓練受講者に指導ができ、PDCAサイクルによる職業訓練の運営までを行うことができる能力を習得します。

なお、このコースを修了することにより、普通課程資格審査のうち、指導方法の学科試験が免除になります。

◆「訓練コーディネータ養成コース」

企業（事業主、在職者）・求職者等の職業能力開発に対するニーズや技術動向の把握、訓練コースの設定及び既存コースの見直し、企業の人材育成計画にかかわる助言等、要望にあった訓練コースの企画・立案ができる能力を習得します。

◆「キャリア・コンサルティング力養成コース」

労働者が職業経験等に応じた職業生活設計を行うため、職業選択や職業訓練等による職業能力の効率的な習得に必要な相談や支援を行うことができる力を習得します。

Q12

キャリア・コンサルティング力養成コースの終了後、国家資格キャリアコンサルタントに関連する資格が取得できますか。

A

できません。

キャリア・コンサルティング力養成コースは、テクノインストラクターに必要なキャリア・コンサルティングに関する一定の知識やスキルを習得することを目的としています。国家資格「キャリアコンサルタント」に関連する資格が取得できるものではありません。

Q13

必要な経費（授業料等）はどのくらいですか。

A

授業料は1コース当たり46,000円（税込）になります。（受講料については、消費税率の改定等により変更となる場合があります。）

Webコースの場合は、通信費がかかります。（パソコン等の受講環境整備については、受講者自身で行ってください。）

その他、訓練内容に関する参考図書をご案内するコースもございます。（購入は必須ではありません。）

また、能力審査を受験する場合には別途検定料が必要になります。（Q23を参照）

なお、公共職業能力開発施設に所属されている方は、授業料が免除される場合がありますので、出願前に資格審査室までお問い合わせください。

Q14

受講途中に病気等により訓練の継続ができなくなった場合は、どのような取扱いになるのですか。また、別の日程のコースを代替として受講することはできますか。

A

途中で受講の継続が難しくなった場合は、訓練期間の延長等の措置はありませんので、退学届を提出してください。

この場合、授業料の払戻しはありません。また、他のコースへの代替もできませんので、再度、受講の申し込みをお願いします。

[【上へ】](#)

【短期養成課程の訓練内容に関すること】

Q15

Webコースにおいて、特別に受講日時を指定される授業はありますか。

A

職業能力開発指導力養成コースでは、受講者同士の相互評価を実施する授業があり、同授業の日程が指定されることと、その時までには該当する受講科目を終了しておく必要があります。

日程が指定されていますが、パソコンの前に待機しておく必要はなく、定められた期間内に相互評価を終了していただければ構いません。開講前に時間割表にて日程をお知らせいたします。

Q16

受講中の悩みや疑問については、どのように解決すればよいですか。

A

メールにて質問等を受け付けておりますので、そちらをご活用ください。

Q17

Webコースにおける標準的な1日の勉強時間を教えてください。

A

Webコースは、標準受講時間が144時間となっておりますので、46日間コースの場合は、平日換算で1日4時間としています。77日間コースの場合は、平日換算で1日2時間としています。両コースともに多少の余裕を設けています。

授業では課題への回答、ビデオ視聴、簡単なミニ質問、インターネットでの情報検索を指示される場合がありますが、課題を作成する時間は標準受講時間には含んでいません。

Q18

Webコースにおいて、平日以外に土日に集中して勉強することを考えています。授業をどんどん先に進むことでも問題ないでしょうか。

A

訓練効果の観点から講座を受講する順番は決まっていますが、標準的な受講時間を超えて先へ進むことでも問題はありません。

また、「Q15」に記載されているとおり、職業能力開発指導力養成コースでは、科目の一部に「相互評価」を行う授業があります。

この授業の期間では、受講者をグループ分けし同じ時期に一齐に実施します。他の受講者の進捗に影響しますので、指定する期間内に受講及び課題の提出をしていただくことになります。

Q19

特徴のある課題はありますか。

A

職業能力開発指導力養成コースの課題では、教室で学生に教える授業を計画し、先生役の自分自身をビデオ等で撮影し、その内容について教員から評価を受けるものがあります。

[【上へ】](#)

【能力審査に関すること】

Q20

能力審査の種類を教えてください。

A

能力審査には、次の2種類があります。

(1) 普通課程資格審査（募集要項1ページに記載の訓練科のみ実施）

指導員免許を取得するための審査で、職業能力開発促進法施行規則に規定される「職業訓練指導員試験」と同等の内容で実施します。

試験は、職業能力開発促進法施行規則にて定められている次の試験を実施します。

①の試験内容は、各訓練科共通ですが、②から④までの試験内容は、受験する訓練科により異なります。

- ① 学科試験（指導方法）
- ② 学科試験（系基礎）
- ③ 学科試験（専攻）
- ④ 実技試験

上記の①から④までの試験科目は、職務経歴や所持資格により免除されることがあります。詳しくは資格審査室までお問い合わせください。

(2) 専門課程（※1）資格審査

専門課程を担当する能力を認定するための審査で、7つの能力を審査します。

試験は、学科試験、口頭試問、ロールプレイング、模擬授業で構成されています。
詳しくは、資格審査室までお問い合わせください。

※1 職業能力開発短期大学校及び職業能力開発大学校の1、2年生に相当する課程を「専門課程」と呼びます。

Q21

能力審査の受験は必須ですか。

A

必須ではありません。

Q22

能力審査はいつ・どこで行うのですか。

A

①普通課程担当者資格審査は、年2回職業大での実施を予定しています。

②専門課程担当者資格審査は、年1回、職業大で実施を予定しています。

いずれも短期養成課程の直近の修了者の方には、事前に案内を差し上げる予定です。

Q23

普通課程資格審査の検定料はいくらですか。

受験できなくなった場合、検定料の払い戻しはありますか。

A

検定料は受験される科目により若干異なりますが、実技試験、学科試験をすべて受験される場合は、20,412円(税込)になります。(検定料については、消費税率の改定等により変更となる場合があります。)

能力審査が受験できなくなった場合、検定料の払い戻しはありません。

なお、公共職業能力開発施設に所属されている方は、検定料が免除される場合がありますので、出願前に資格審査室までお問い合わせください。

Q24

能力審査の過去問題や参考書籍等の情報を提供してほしいのですが。

A

能力審査の問題は過去問題も含め非公開です。

能力審査は、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力若しくは職業訓練指導員の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有することを判定するものになります。

これは、指導員免許に関連する実務経験や所持している資格を含め、これまでに受験者の方が培ってきた指導員に必要な能力を総合的に判定しているものであり、各試験科目における試験対策に類するものは作成しておりませんので、ご了解ください。

また、試験問題の持ち帰りも認めておりません。

Q25

能力審査で不合格となった場合、再度受験することはできますか。その場合、一部合格した科目の取扱いはどうなるのですか。また、費用はかかりますか。

A

一部合格になった試験科目は、次回受験される能力審査では免除となり、不合格となった教科目だけを受験することになります。（一部合格証書が発行されますので、都道府県で実施している職業訓練指導員試験を受験する際に、一部合格の科目について免除を受けることもできます。）

検定料は受験される科目分をあらためて納入していただくことになります。

Q26

都道府県で職業訓練指導員免許試験を受験して、一部の学科または実技を合格した場合、不合格になった科目を職業大で能力審査として受験することは可能ですか。

A

受験することは可能ですが、当校の「短期養成課程」の受講を修了していただく必要があります。詳しくは資格審査室にお問い合わせください。

その他のご質問等については、職業大 資格審査室までメールにてご連絡ください。

Mail shikakushinsa@uitec.ac.jp

[【上へ】](#)